（農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う経過措置）

第八十条　施行日前に前条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第五条第六項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法第五条第六項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

（消費税法の一部改正）

第八十一条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表全国農業会議所の項及び都道府県農業会議の項を削り、同表中

農業協同組合連合会（所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）	農業協同組合連合会（所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）
合中央会	合中央会

を

に改める。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条　存続中央会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正）

第八十三条　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

（地価税法の一部改正）

第八十四条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号ロ中「又は農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第一条第一項（農業倉庫業者）に規定する農業倉庫業者若しくは同法第十九条第一項（連合農業倉庫業者）に規定する連合農業倉庫業者の同法第六条（農業倉庫業者の認可）第二十六条第一項（準用）において準用する場合を含む。）の規定による認可に係る同法第一条第一項若しくは第十九条第一項の倉庫」を削る。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第八十五条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第五項第三号中「第四十条の二及び」を「第四十一条及び」に改める。

第四十条第四項中「第三十九条（同法第七十二条の二の二」を「第三十九条第一項（同法第七十二条の三」に改める。

第四十三条第二項第五号中「第十条の二」を「第十条の三」に、「第十一条の八第一号」を「第十一条の十八第一号」に改める。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

第八十六条　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「農業委員会」の下に「（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）」を加え、同条第六項中「前三項」を「第三項及び前項」に、「次項第一号」を「第六項第一号」に、「第四項」を「前項」に改め、「、前項中「都道府県知事」とあるのは「計画作成市町村」と、「について同項の承認をしよう」とあるのは「を定めよう」と」を削り、同項を同条第七項とし、同条中第五項を削り、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　農業委員会は、第六項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画について第一項の決定をしようとするとき（当該所有権移転等促進計画に係る同号に規定する農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。）であるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合については、この限りでない。

5　前項に規定するもののほか、農業委員会は、次項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画について第一項の決定をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第九条第二項ただし書中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第二十四条中「第八条第四項」を「第八条第六項」に改める。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条　施行日前にされた前条の規定による改正前の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（次項において「旧特定農山村法」という。）第八条第一項の決定は、前条の規定による改正後の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（次項において「新特定農山村法」という。）第八条第一項の決定とみなす。

2　前項の場合において、旧特定農山村法第八条第五項の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であって、新特定農山村法第八条第六項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画に係る同号に規定する農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地であるときは、都道府県知事は、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、新農業委員会法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第八十八条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改める。

（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第八十九条　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「議決」を「決議等」に改め、同条第一項中「議決」を「決議又は議決」に改める。

（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正）

第九十条　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第七十二条の十第一項」を「第七十二条の十三第一項」に改め、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」の下に「（平成十四年法律第五十二号）」を加える。

第十条第一項中「」とあるのは、」を「に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは「次に掲げる者又は当該承認会社に該当する社員」とする」に改め、同条第二項を削る。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第九十一条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第四条第二項」を「第四条第六項」に改める。